

ふるさとえな応援寄附金（ふるさと納税）返礼品 募集要項

1. 目的

ふるさとえな応援寄附金（ふるさと納税）制度による恵那市の魅力発信、地域特産品の販路拡大やPR、市内事業所の活性化を図るため、寄附者に感謝の気持ちを伝える返礼品として提供する商品や体験・サービス等を募集します。

2. 事業者の要件

次のアからエの要件を全て満たす事業者。

- (1) 市内に主たる事業拠点（本店・支店又は事業所）を有する法人、その他の団体、個人事業主又は公益上市長が特別に認めた事業者。
- (2) 納期到来分の市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (4) 発注に対し、発注書の受付及び返礼品の発送作業が行える体制が整っており、誠実かつ迅速に対応できること。

3. 返礼品の要件

次の要件を全て満たす商品又は体験やサービスとします。ただし、ふるさと納税の本来の目的を鑑み、市長が特別に認めた場合はその限りではありません。

- (1) 市内で生産、製造、加工、栽培されたもの、市内の原材料を主に使用したもの、又は市内で提供される体験やサービスであり、平成31年総務省告示第179号により示された基準に適合すること。
- (2) 本市の魅力を伝えられるもの又はサービス若しくは本市のPRにつながるもの又はサービスであること。
- (3) 金銭類似性の高いものや金額の記載のある優待券などでないこと。
※金銭類似性の高いもの＝プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等
- (4) 公序良俗に反するもの若しくは政治性又は宗教性のあるものでないこと。
- (5) その他要件

ア 返礼品は単品、詰め合わせ（複数の協力者によるものも可）のいずれも可とします。

イ 返礼品は、通年若しくは、期間限定での提供が可能なものとします。

ウ 飲食物の場合は、原則として寄附者に対し発送から5日程度の消費期限・賞味期限が保証される商品を対象とします。

エ 体験サービスの場合は、原則として寄附者に対し発送から1年程度の有効期限が保証されるサービスを対象とします。

オ その他各行政機関の許認可等の適法な手続きを済ませているものとします。

4. 返礼品の価格及び寄附金額の設定

- (1) 返礼品の価格は、1,000円以上とし、商品の本体価格に荷造・箱・梱包代・消費税及び地方消費税を含めた価格とします。
- (2) 送料は実費（上限1,000円。ただし、北海道・沖縄・離島は上限1,500円：消費税及び地方消費税込）を本市が負担します。なお、発送方法は配送状況を確認できるサービスを利用するものとします。
- (3) 寄附金額は1万円以上で、総務省の基準に基づき、返礼品の価格に3分の10をかけた額（千円未満切り上げ）を基本として、本市が決定します。

5. 申込み方法

「ふるさとえな応援寄附金返礼品事業者申込書兼同意書」「返礼品シート」（市ウェブサイトの様式ファイルを掲載しています。）に必要事項を記入のうえ、直接又はメール、郵送で市役所地域振興課移住定住推進室まで提出してください。

【ふるさとえな応援寄附金ウェブサイト】

<https://www.city.ena.lg.jp/shisei/administration/finance/furusato/>



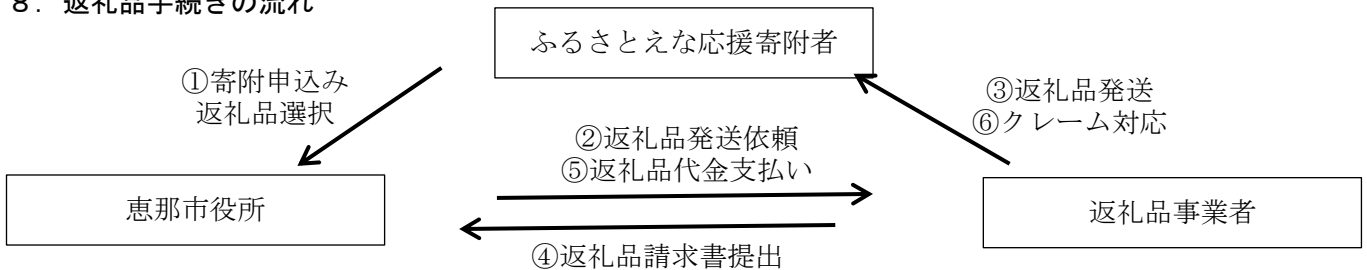
6. 申込み期間

随時申込みを受け付けています。

7. 審査

提出された申込内容に基づき、事業所及び返礼品の要件等の審査を行います。結果は書面にて連絡し、民間ふるさと納税ポータルサイト（ふるさとチョイス）への掲載を随時開始します。

8. 返礼品手続きの流れ



9. 事業者のメリット

ふるさと納税ポータルサイト（ふるさとチョイス）から、商品や事業所名を掲載することとなり、返礼品発送時には商品広告等を同封することができますので、商品宣伝や販路拡大につながります。

【ふるさとチョイス】

<https://www.furusato-tax.jp/city/product/21210>



10. 留意事項

- (1) 次のいずれかに該当するときは、市役所地域振興課移住定住推進室まで届け出なければなりません。
 - ア 返礼品の発送に遅延や事故が生じたとき。
 - イ 返礼品に関して、寄附者から苦情があったとき。
 - ウ その他申込書の記載事項に変更が生じたとき。
- (2) 次のいずれかに該当した場合は、承認を取り消します。
 - ア 申込書の記載内容に虚偽があったとき。
 - イ 返礼品内容及び事業者が本要項の要件を満たさなくなったとき。
 - ウ その他市及び寄附者に損害を及ぼす行為があったとき。
- (3) その他
 - ア 返礼品の掲載順は、本市が決定します。
 - イ 瑕疵により返礼品の不備や誤配送があった場合、再送等にかかる費用は事業者で負担してください。
 - ウ 返礼品に関して寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、品質等による保証やクレーム対応について、本市は一切責任を負いません。

11. 問い合わせ先

恵那市役所 地域振興課 移住定住推進室

〒509-7292 岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番地1

電話：0573-26-2111（内線337） FAX：0573-26-4799

E-mail：enagurashi@city.ena.lg.jp